

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

知っておこう！新しい制度

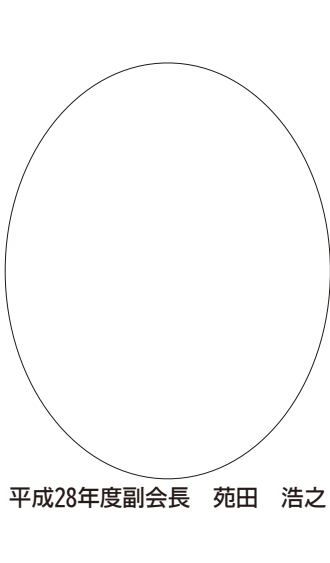
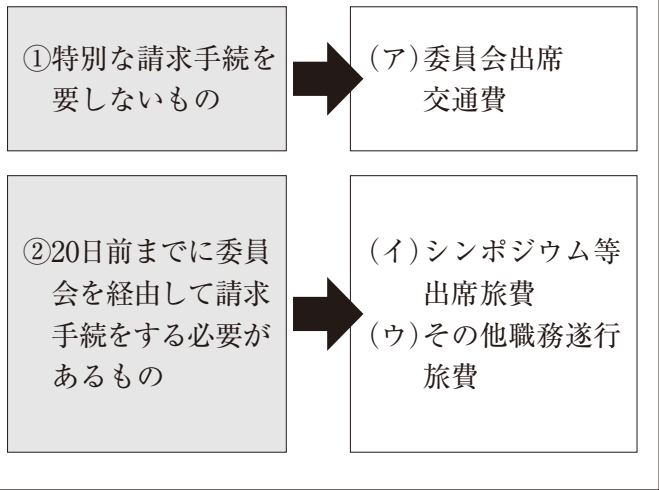
新たな旅費支給制度の概要

昨年度、旅費支給制度が新設された。これは、所定の場合に、次の旅費を支給する制度である。

- (ア) 日々の委員会に出席する際の交通費（委員会出席交通費）
- (イ) 日弁連等のシンポジウム等へ出席する際の旅費（シンポジウム等出席旅費）
- (ウ) その他委員会の職務を遂行するための旅費（その他職務遂行旅費）

旅費の支給に関する会規及び旅費の支給に関する規則に基づいて支給される。

【図1】



平成28年度副会長 苑田 浩之

請求手続に着目すると、支給対象は2種類に分類される(図1)。

(ア)の委員会出席交通費については、出席簿の出席委員氏名欄に署名をすれば交通費を請求しただことになる。これ以外に特別の請求手続をする必要はない。支給対象となる経路や金額等は当会において一律かつ機械的に個々の会員ごとに定めて登録しており、この登録に従って支給される。

なお、支給の上限はないが、宿泊費は含まれない。

(イ)(ウ)のシンポジウム等出席旅費及びその他職務遂行旅費については、20日前までに委員会を経由して所定の方法で請求手続をする必要がある。この請求手続さえすれば審査等が進行していく。シンポジウム等に出席した後は、30日以内に委員会を経由して所定の旅費報告書及び領収書等を提出する必要がある。

なお、その他職務遂行旅費の具体例としては、当会が講師等を派遣する場合の研修会・出前授業等の講師等の旅費、委員会が企画する裁判傍聴等の引率・コーディネート等の旅費等が挙げられる。

平成29年度
関東弁護士会連合会第1回地区別懇談会のお知らせ
日時 平成29年7月4日(火) 13時
場所 宇都宮東武ホテルグランデ

法律相談等に関する不適切行為措置制度の概略

シンポジウム等出席旅費及びその他職務遂行旅費は、会員がシンポジウム等に参加すれば即支給されるわけではない。委員会の職務の場合でなければならず、更に、会長が支給を相当と認めただけでなければならない。この相当性判断の考慮

要素としては、人材育成目的での若手会員の参加であることや記録担当者・渉外担当者等何らかの役割を担った参加であることがポイントとなる。

シンポジウム等出席旅費及びその他職務遂行旅費については、支給の上限があり、例えば、原則として、会員1名の1回の旅費総額は2万5000円(うち宿泊費については1泊につき1万1000円)が上限、ひとつの委員会の年間旅費総額は20万円が上限となる(いずれも消費税を含めた金額)。

せつかくの旅費支給制度である。各委員会におかれては、請求金額がそのまま承認されるか否かは別として、まずは積極的に請求手続を試みることをお勧めする。

取り扱われる。

(1) 次年度新たに法律相談が配点されない

(2) 既に配点されている法律相談については配点を取り消される

(3) 交代等によっても法律相談を担当することができない

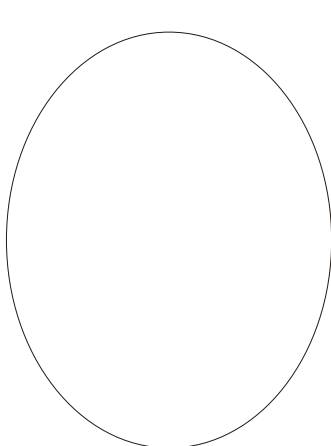
また、特定の会員について、名簿登録抹消事由がある場合で、かつ懲戒手続に付されたことについて公表される等、当会に対する信頼が損なわれるおそれがあるようなときは、名簿の登録を抹消する措置がなされるまでの間であっても、名簿の登録の効力が停止される(その時点で前記(2)及び(3)の取扱いがなされる)。

3月9日の常議員会において神奈川県弁護士会総合法律相談センター運営規則(以下「運営規則」という)及び同細則の一部改正が、また、同月23日の常議員会において法律相談等担当者不適切行為措置基準(以下「措置基準」という)及び同マニュアルの一部改正が、それぞれ可決承認された。

- ① 法律相談センター本部・各支所における法律相談
- ② 当会が委託を受けて実施している自治体等における法律相談
- ③ (公財)日弁連交通事故相談センター神奈川県支部における交通事故相談
- ④ 日本司法支援センター(法テラス) 神奈川県地方事務所における法律相談

措置基準に基づく不適切行為ポイントとは不適切行為ごとに細かく定められており、このポイントが総計150ポイント以上となると、当会総合法律相談センターに備え付けられている法律相談その他の担当者の名簿の登録を抹消する措置がとられることとなる。

会員の皆様においては、運営規則、同細則、措置基準及び同マニュアルの内容をご確認の上、適切な法律相談の実施にご協力いただきたい。



平成28年度副会長 種村 求

神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

ペーパーレスが進まない。まずは筆者の身の回り。新聞は3紙を宅配購読し、連載小説はすべて目を通して読むため、多忙な時期になると自宅車上未読の新聞が山積みになる。本・雑誌も毎月相当数を購入し、本棚に収まりきらない物は机の周辺に平積み、本の大半は積ん読状態。一時、電子書籍にチャレンジしてみたものの早々に挫折してしまっただけに法曹界。依頼者とのやりとりの大半は電子メールで行うようになり、弁護士会からの紙面での連絡も年々減っているが、裁判所とのやりとりが書面に限られているのでファイルの山を減らすことは難しい。人生の半ばを超えた筆者自身は「紙」とも生きていく。決意を固めているが、法曹界はここままでよいのであろうか。裁判所と電子メールのやりとりを行えるようになれば、相当程度ペーパーレスを進められるのではないだろうか。などと考えていたところ、電機メーカーの暗号セキュリティ専門家から「ネットワークセキュリティが悲惨な現状では、ネットを使用しない裁判所のような対応が最善策」といえる。この指摘を受けた▼ペーパーレスないし利便性と安全性のいずれを優先すべきかといった議論にとどまらず、未来の法曹界がこれらを両立できていることを願う。

山ゆり

(吉田 正穂)

かなパブ最前線

鳴川ひまわり基金法律事務所

の引継ぎ式

2月24日、「鳴川ひまわり基金法律事務所引継ぎ記念の集い」が開催された。千葉県鴨川市は、人口約3万3000人を抱える房総半島南部の中核都市であり、千葉県のマ

スコットキャラクター「チーバくん」の太ももあたりに位置している。地方裁判所の管轄は千葉地裁館山支部であり、管内人口は約12万6000人を抱える。ちょうど、横浜市栄区、瀬谷区あるいは座間市と同程度の人口である。

2代目所長の募集に対しては複数の応募があったそうである。かなパブOB同士の引継ぎになること、金澤佳弘氏の配偶者が千葉県弁護士会の会員であったことなど、有形無形のアドバンテージがあった

新所長となった金澤佳弘弁護士

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

2代目所長の募集に対しては複数の応募があったそうである。かなパブOB同士の引継ぎになること、金澤佳弘氏の配偶者が千葉県弁護士会の会員であったことなど、有形無形のアドバンテージがあった

6年間で240件の

刑事事件をこなす

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

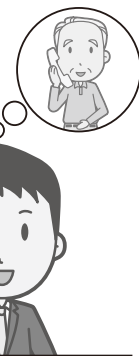
良い遺言の日

高齢者・障がい者のための無料電話相談会

開催

当会では、「良い遺言(415)の日」にちなんで特別企画として、県下にお住まいの方、特に高齢の方や障がいをお持ちの方を対象に、毎年継続して法律相談を実施している。

今年、桜の花も残る中、4月14日、「高齢者・障がい者のための無料電話相談会」を行った。本相談会は、趣旨に賛同する会員



鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

(会員 野村 俊介)

「いま、憲法を考える」

⑫

「共謀罪」を憲法の視点から考える

会員 栗野 庸司

施行70年の憲法記念日～共謀罪反対も訴えました！

この原稿を執筆している4月末時点、国会ではいわゆる「共謀罪」が審議されている。共謀罪は、広範にわたる犯罪について、実行に着手するにすぎない共謀の段階で処罰をするとい

うものである。現行の刑法が原則として犯罪を実行した場合に処罰することとしていることから、

共謀罪とは、この憲法上絶対的に保障されているはずの内心の自由を侵すことになりかねない。私たちは、今一度、この核心部分をよく思い返さなければならぬ。

政府は、「この共謀罪を「テロ等準備罪」と呼び名をすげ替え、準備行為を客観的処罰条件とした法案にしているが、この準備行為がいかなる範囲に限定されるかは明示されていない。

鳴川ひまわり基金法律事務所は、平成23年3月に設立され、初代所長として岡本吉平弁護士が就任した。かつては当会、そして弁護士法人かながわパブリック法律事務所に所属していた。独特な語り口と人柄を、ご記憶の方もいらっしゃるかと

海外展開する企業を 支援するための研修会

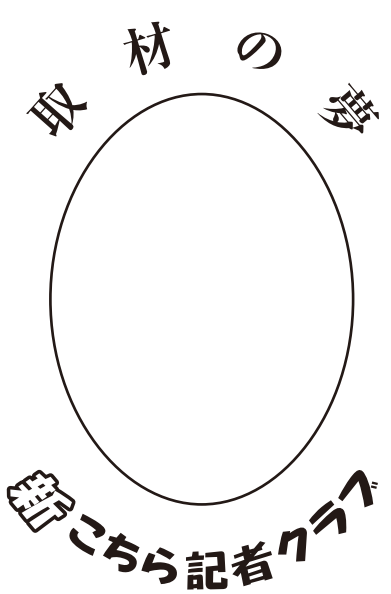
4月14日、島津圭吾会
員を講師として、弁護士
業務改革委員会の主催に
より「海外展開する企業
を支援するための研修
会」が開催された。

増加している海外展開
する企業からの相談に対
するべく、担当弁護士の
スキルアップが喫緊の課
題となっている。今回の
テーマは英文契約に関す
る基礎知識である。

講師の島津圭吾会員

その後、島津会員が自
身の経験に基づいて、具
体的なトラブル事例など
を解説した。日本法人が
海外に自社製品の販路を
開拓するため現地法人と
販売代理店契約を締結し
た際に、排他的を意味す
る「exclusive」
の意味を特定しなかつた
ために、日本法人自身が
現地で販売権を有するか
否かが争いになった事例
の紹介など、貴重な話を
聞くことができた。

(会員 野澤 哲也)



取材の夢

最近、事件の夢をあまり見
なくなつた。新人の頃、事件
を取材した日の夜はよく夢を
見ていた。

い。悔しく、その夜、撮影し
放された夢を見た。
なぜ夢に見なくなったの
か。裁判所内でのカメラ禁止
遺族取材は弁護士の方を通
す、捜査情報は公判に影響す
られない、踏み込んだ取材を
自ら控える事が増えてしまっ
ていたからだと思う。

でもそれは、世の中に少し
でも深く被害者の悲痛さを伝
え、再発防止を訴える機会を
自ら手放してしまつていた。
夢を見なくなったことに気づ
いたとき、もう一度、何度断
られても熱意を失うことなく
取材活動をしていこうと思っ
た。

司法関係者の皆様。記者は
「スクープを」ではなく、皆
様と同じ「犯罪被害で泣く人
を一人でも減らしたい」とい
う想いで取材をしています。
その都度、記者の取材意図や
人間性を見極め、対応してい
ただけると幸いです。

報道局社会部 横濱支局 小林 愛子

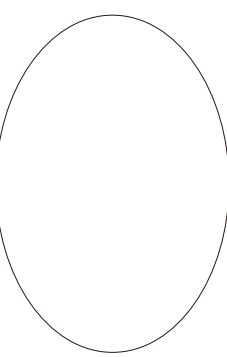
弁護士協同組合から お得なお知らせ！

神奈川県弁護士協同組
合(理事長・庄司道弘)
では、書籍の斡旋販売、
各種保険の案内、融資斡
旋、小口融資、特約店契
約、労働保険事務組合、
保釈保証書発行事業、バ
ザーといった従前の事業
に加えて、平成27年度か
ら福利厚生事業にも着手
しました。

利用可能な温浴施設は
次のとおりです。弁護士
のみならず、各事務所の
事務員や弁護士会職員も
利用可能です。



副会長に就任して、1か月



副会長 河合 秀樹

理事者となつて、本原
稿作成時点で約1か月が
経過したことになる。実
感としては、まだ1か月
である。

任後しばらくは、右も左
もわからないまま慣れな
い仕事をこなし、理事者
同士の間合いも今ひとつ
つかめなかつたものの、
1か月を経て、ようやく
日々の仕事の内容、他の
理事者の癖も見えてきた
感じである。

とがたくさんあり、情報
と情報が繋がって、「そ
ういうことか」と感心し
たり、「何だこれはー」
などと驚いたりしている
が、次の予定が入ると、
ほんの少し前のことで
も、気がつくこと忘れてお
り、しばらくして思い出
すなど、目の前の仕事に
追われ、振り返る暇もな
いのが実感である。

類が運ばれてきて、終わ
ることがないので、とい
う錯覚に陥るほどであ
る。しかも、そのほとん
どが、その日のうち(そ
の瞬間)に判断しなければ
ならない課題ばかりな
のである。まさに時間と
の闘いであり、弁護士業
務とは趣が違つと感じて
いる。

とにか、理事者6名
で、1か月乗り切れたの
だから、このまま任期終
了までいけるだろうと気
楽に考え、そのうち慣れ
て余裕が出てくれば、理
事者6名が団結して、会
員の役に立てるという意
味で理事者生活を楽しめ
るようになるのではない
かと期待している。



三港対抗戦

新人の活躍で

全国大会2連覇を目指す

4月15日の朝、筆者は三港対抗戦のために神戸へ、妻は会務のために大阪へ、それぞれ別の新幹線で旅立った。三港対抗戦とは、毎年4月に、当会、愛知県弁護士会、兵庫県弁護士会の各野球部(順に「横浜マリナーズ」「名古屋ローヤーズ」「神戸ドルフィンズ」)の持ち回りで開催している野球大会であり、15年以上の歴史を持つ。

新幹線に乗り込むと、満席なのに偶然にも畑中隆爾会員の隣の席になり、和やかに談笑しながら新神戸へ向かう。環境法実務研究会の活動など興味深いお話をたくさん伺った。

新神戸に降り立つと雨がパラパラと降っている。雨が強くならないことを祈りながら、大会会場である大倉山公園の野球場に向かう。球場では既に第1試合(神戸対名古屋)が行われており、名古屋が大差をつけて勝っている。



大倉山公園は桜満開だった

勝利投手の森弘史会員

第2試合は横浜対神戸。小雨の中で試合開始。横浜の先発は森弘史。いつも通りのテンポのいいピッチングで4回を無失点に抑え込む。5回からはベテラン西村隆雄(自称山本昌)が無四球被安打2と快投した。打つては、長谷山尚城、新人松永直之、鈴木貴雄の3連打などで3点を奪い、更に3年目渡辺衛の人生初かつ今季チーム第1号の柵越え本塁打でダメ押し。4対0で完勝した。新人毛塚衛も軽快な守備とフェンス直撃のヒットでアピールした。

(会員 飛田 憲一)

委員会活動紹介

①

地域司法計画委員会

当委員会は、司法制度改革の動きに対応するために設置されていた委員会の部会として平成12年から活動を始め、同17年に正式な委員会となった。県内の司法の実情と問題点を明らかにし、地域住民の司法アクセス・司法サービスの改善を図り、地域の実情に即した司法制度を実現すること等を目指して活動している。

当委員会は数ある委員会の中では地味な存在かもしれないが、同様の活動を行う組織は日弁連や関弁連にもあり、「司法基盤の整備」「地域司法の充実」は、日弁連の会務執行方針等にも掲げられるメジャーなテーマな

のである。当委員会がこれまでに作成した「神奈川の司法10の提案2010」や「神奈川司法計画2013」は、当会のホームページにも掲載されているので、これを機会にぜひご覧いただきたい。

当委員会の活動の一端を紹介すると、発足当初から県内の地方議会議員との懇談会を継続して開催しており、これまでに24回実施してきた。懇談会では、当該自治体を管轄する裁判所支部や簡裁

利用者の視点で県内の司法を考える

にどのような問題があるかを等々説明し、弁護士会に対する要望も含めて意見交換を重ねている。ここ数年は特に、管内から家裁へのアクセスに難がある藤沢簡裁、厚木簡裁への家裁出張所併設をテーマに、管内の自治体の地方議会議員との懇談会を行ってきた。そして、当会から陳情書を提出した藤沢、茅ヶ崎、厚木、伊勢原の各市議会で、簡裁への家裁出張所併設を求め

る意見書を探求して最高裁や内閣に執行している。当委員会の活動は弁護士業務の拡大にはおよそ結び付かないが、あくまでも利用者の視点で県内の司法を考え、改善するための活動であり、今後も地味に、いや地道に取り組んでいきたいと考えている。

会員だより

松葉杖で通っています

会員 三木 恵美子

踵骨骨折をしてしまった私は、5週間入院した後、4週間、松葉杖2本で裁判所に通い、そこで車椅子を借りていました。体験して初めて気がついた松葉杖と車椅子の

大変さについて、自分の無神経さを反省しながら、お伝えします。まず、横浜家裁本館3階から別館3階への渡り廊下が厳しい。このコースは、ファミリーゲレン

デを越えて林間コースくらの斜度があるので、グロップをしていないと車椅子を停止できず、書記官室のドアにぶつかります。逆コースで登ると、二の腕が鍛えられて振り袖状態の改善に役立ちます。

また、当会館のエレベーターには、鏡がありません。車椅子はバックで出るので、後ろの人にぶつからないよう確認したいのですが、見る事ができません。東京地高裁では、車椅子をお願いすると、名前と住所を記載する用紙が出てきます。車椅子を返却しないで持ち逃げした人など過去にいたので、和らげています。

この間、仕事を交替して下さった方々並びに期日変更や電話会議に応じて下さった会員各位に、この場を借りてお礼を申し上げます。同時に、杖が不要になってもあの気持ちや忘れられないようにと決意しています。

その土星が一晩中見ごろである。特に今季は、あの美しい環が、ここ数年では最も大きく傾いた状態で見えているので、ぜひ望遠鏡でもご覧いただきたい。

編集後記

土星探査機カッシーニは、9月15日、約13年間見つめ続けた対象に自らの身を投じて、任務を終える。

観望会情報についてはデスクまで。

- デスク 大関 亮子
記者 吉田 正穂
大崎 徹
古西 達夫
新倉 武
田丸 明子